

労保連あいち

第16号



2013年9月

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL (052) 561-5038 FAX (052) 563-0343

http://www15.ocn.ne.jp/~airouho/ E-mail:aichi.23@abeam.ocn.ne.jp



尾張津島天王祭

目 次

●第9回通常総代会開催される.....	2
●平成25年度労働保険適正加入促進事業の支給申請について.....	4
●年度更新後の注意点.....	5
●報奨金(電子化分)のお知らせ.....	6
●愛知障害者職業センターのご案内.....	8
●雇用関係助成金のご案内・業務日誌.....	10
●中小企業退職金共済・労働災害保険のご案内.....	11



(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

第9回通常総代会開催される

第9回通常総代会が5月29日午後3時より、名古屋通信会館「菊の間」において盛大に開催されました。

代議員総数45名中、44名（委任状含む）が出席、来賓として愛知労働局の下角圭司総務部長、始め6名の方々のご臨席をいただきました。



(竹内会長挨拶)

通常総代会は、廣瀬副会長の司会により、大内副会長の開会のことばで始まり、竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、「本連合会が、愛知労働局始め関係機関との連携のもと、加入事務組合を通して、労働保険適正加入促進事業や総コン事業など、組合員にとって必要な事業に積極的に取り組んできていること、また、会員皆様のご協力により、平成24年度事業も確実な実績をあげることができたこと、本年度は、全国労保連が一般社団法人となったが、引き続き本連合会の役割である労働保険制度の普及に努めるとともに、総合コンピュータシステムの利用促進にも力を注いでまいりたいので、一層のご支援ご協力をお願いしたい。」旨、あいさつした。

ついで出席代議員の中から、名古屋奥親会の長谷川清氏が議長に選任され、長谷川議長は就任あいさつの後、議事録署名人を選任、書記を指名後、議事に入りました。

第1号議案 会則の一部改正承認について

第2号議案 専門委員会規約並びに部会規約の一部改正承認について

第3号議案 平成24年度事業報告並びに収支決算の承認について

第4号議案 平成25年度事業計画並びに収支予算の決定について

第5号議案 任期満了に伴う役員の選任について

以上の議案が提出され、いずれも事務局が提案内容について説明を行いました。第1号議案は3分の2以上の賛成により可決承認され、第2号議案も賛成多数により可決承認されました。第3号議案は事務局の説明、出口監事からの監査結果の報告があった後、賛成多数により可決承認されました。第4号議案では代議員より、「労働保険適正加入促進業務の推進策、会則規定、事務局長の採用方針」について質問があり、事務局及び竹内会長がそれぞれ、答弁した後、



(総代会会場風景)



(下角愛知労働局総務部長、祝辞)

賛成多数により可決承認されました。

第5号議案は、事務局より4月24日開催の理事会により選出された役員候補者をもって、理事、監事とすることを提案したい旨の説明があり、役員候補者の氏名が朗読され、賛成多数により可決承認されました。この後、会長、副会長、常任理事を互選するための理事会が開かれ、理事会終了後、理事会の結果が総代会に報告されました。以上で議案審議がすべて終了したため、長谷川議長が議長席を降壇した後、新役員を代表して、再任された竹内会長が就任のあいさつを述べ、今後とも、本連合会の運営について会員の理解、協力をお願いしました。続いて下角愛知労働局総務部長の来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露があり、大内副会長の閉会のことばで通常総代会を閉会しました。

通常総代会閉会后、別室にて出席者、来賓等による懇親会が開催されました。

＜新役員のご紹介＞

今回の総代会、理事会で選任されました新役員は下記の方々です(敬称は略させていただきます)。

会長 竹内一房

副会長 大内政春、廣瀬博正、中瀬司

常任理事 長谷川正己、加藤庄平、伊藤武、田中浩三、山口民雄、鬼頭喜代志、高藻啓充、古谷一

理事 磯貝和汪、近藤明敏、浅岡哲也、伊藤高潤、野口安廣、近藤泰文、新美文二、犬塚伸行、蜂須賀正人、深谷雄二、市川育生、浅野雅武、板平勇、安藤洋一、貝沼圭、村上琇樹

監事 鈴木洋、平松誠治、田中洋

＜事務局職員紹介＞

事務局長 高木和俊

適正加入促進員 飯田由枝 落合真弓 在間友子

平成 25 年度労働保険適正加入促進事業の支給申請について

平成 25 年度も厚生労働省より労働保険適正加入促進事業の委託を受けることが出来ました。

そこで今回は今年度の主な変更点についてご説明させていただきます。

契約期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

契約期間が 4 月 1 日からになったことに伴い、申請対象期間は下記のようになります。

調査説明費申請対象：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に訪問したもの

成功報酬費申請対象：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に手続したもの

なお成功報酬費においては保険関係成立日ではなく、手続きをした日付（行政の受理印の日付）で判断します。

申請用紙について

- ・様式第 4 号…枠外右下の印字が（25.4）となっており、左下余白部分に総訪問回数を記入する欄を追加。（この事業場に対する年度内の全ての訪問回数を記入）
- ・様式第 5 号…枠外右下の印字が（25.4）となっており、成功報酬費合計欄の枠外左下に訪問回数状況欄として総訪問回数を記入する欄を追加。
また申請内訳 5 人以上 5 人未満の項目を削除。

※様式第 5 号労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書に印刷間違いがありますので、下記のように読みかえてご使用下さい。

用紙最下段の総訪問回数合計欄 誤 円→正 回

特に訂正して頂く必要はありませんのでそのまま合計数をご記入下さい。

また、この欄の訪問回数は**平成 25 年度中に訪問した回数の合計**になります。

（調査説明費申請以外の訪問口含む）

～成功報酬費の添付書類についてお願い～

- ①全ての保険関係の成立について「保険関係成立届」の写し
- ②雇用保険関係が成立した場合、「適用事業所設置届事業主控」の写し
- ③雇用保険関係が成立した場合、「被保険者資格取得等確認通知書(事業主控)」の写し

上記 3 種類は必ず提出をお願い致します。特に③は事業主にお渡しする前に写しを取っておいてください。他の書類では代用できません。提出は全て A4 サイズでお願いします。また、成功報酬費の申請対象は新規成立に限ります。

労災のみから両保険になった場合の雇用保険部分は新規成立とみなします。

上記活動費は**事業場を実際に訪問していないと支給申請出来ません。**

総コン利用事務組合様へ

年度更新後の注意点

❖申告書類の手修正は必ずご報告を！

電子データ作成の際の事務連絡でもお伝えしましたが、申告書類の手修正分を自動的に反映させたのは電子データ作成用の専用データのみです。総コンでの第2期以降の処理は修正していないデータを基に行いますので、申告書類の手修正は例年通り委託事業場マスターによって総コン側にご報告下さい。

なお、過年度分（H.24年度）についてはもう総コンでの処理は不可能ですので報告は不要です。当年度分（H.25年度）にかかる修正のみお願いします。

❖第2期の請求額を確認して下さい。

8月の下旬頃に第2期用の「請求額一覧表」を発送致しました。これは年更時に提出して下さった「賃金データ」を元に算出した保険料額が印字されています。上記でふれたように、申告書類を手修正し「委託事業場マスター」を使用して申告済概算保険料額を修正したとしても反映はされていません。振替金額は「請求額一覧表」でダイレクトに修正することが必要です。

「請求額一覧表」提出時のお願い

請求額一覧表で修正箇所がある事業場は、目印として行の先頭の欄外に赤丸を付して下さい。また、入力時に必要な「契約者番号」が消えないように、2穴パンチ等で穴を開けないで下さい。

また、新規登録事業場の請求額を記載する際、余白の行がない場合は白紙用紙をお使い下さい。白紙用紙は愛知労保連のホームページ上「会員のページ」からダウンロード出来ます。「会員のページ」に入る際のパスワードは「*****（アスタリスク 5個）」です。

労働保険事務組合のみなさまへ

報奨金(電子化分)のお知らせ(平成25年度)

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
- (2) 電子媒体の種類は、DVD(DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-RまたはCD-RW)であること。
- (3) 指定された形式(裏面「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙)」という。)と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

報奨金の額

報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき460円を交付します。

申告書内訳(電子)の提出期限

申告書内訳(電子)は、原則として年度更新時(6月3日～7月10日)に提出してください。

ただし、運用開始初年度である平成25年度においては、経過措置として、申告書内訳(紙)も提出することとし、また、申告書内訳(電子)の提出期限を9月17日までとします。ので、申告書内訳(紙)の提出後に申告書内訳(電子)を提出しても差し支えありません。

申告書内訳(電子)の作成

裏面「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

交付手続について

報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。

問合せ先

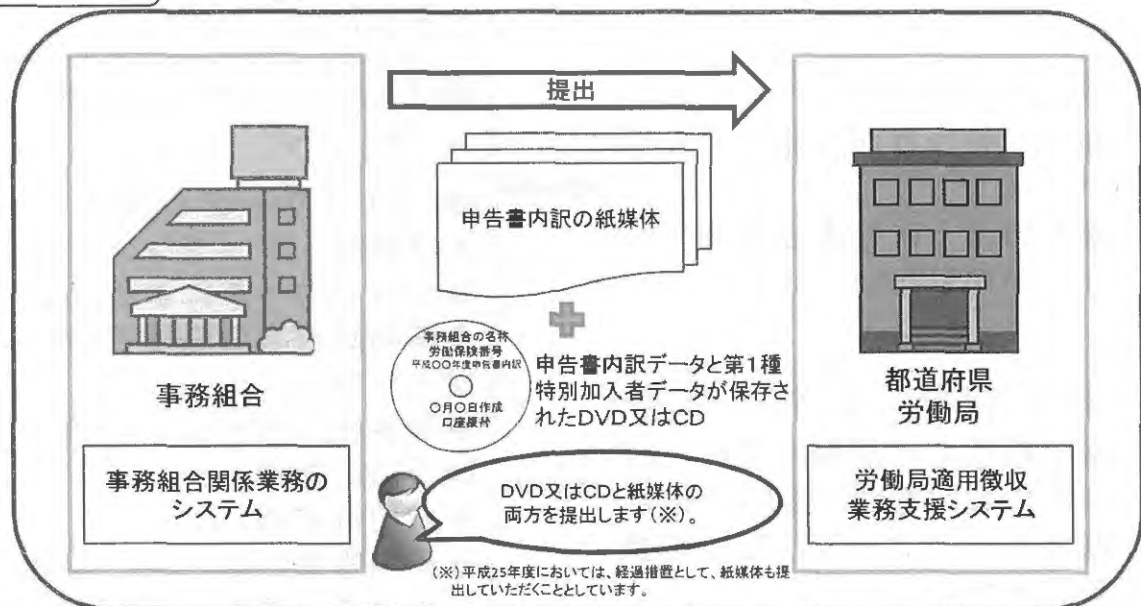
最寄りの都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

申告書内訳(電子)の作成要領

- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(※1)(以下「RSシステム」という。)の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」(※2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW)へ保存してください。
- (2) 上記(1)の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/
 なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください(△は全角スペースを表しています。)
- (3) DVD、CDは、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
- (4) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。
 ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。
- (5) DVD、CDのラベルには、以下について記載してください。
 - ① 事務組合の名称
 - ② 労働保険番号
 ※) 全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。
 - ③ 「平成25年度申告書内訳」の記載
 - ④ 作成日付
 - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載
- (6) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。

(※1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。
 (※2) インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。

提出イメージ



愛知障害者職業センターの 企業に対する支援のごあんない

こんな時にご活用ください

企業の支援ニーズ

愛知障害者職業センターの
体系的・継続的な支援

採用に当たって

- 障害者の雇用をどのように進めたらよいか知りたい
- 職務・職域をどのように探したらよいか分からない

採用計画を支援

- ◆雇用制度のガイダンス
- ◆障害者雇用の理念の確立
- ◆採用計画、配置、労働条件に関する助言
- ◆既存職務の分析・再設計

受け入れの準備の際に

- 社内でのコンセンサスを形成したい
- 雇用管理体制を構築したい
- 作業環境・設備を改善したい

各種情報提供

- ◆障害者雇用に関する社員への啓発・研修の実施
- ◆助成金・支援機器活用に関する情報提供
- ◆事例情報等の提供

具体的受け入れ

- マッチングがうまくいかない
- どのように仕事を教えたらよいか知りたい

雇い入れ支援とフォローアップ

- ◆ハローワークと連携し、人材推薦・マッチング支援
- ◆ジョブコーチによる支援
- ◆精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）
- ◆雇用後の課題解決支援（職場適応指導、ジョブコーチ雇用後支援）
- ◆雇用管理の専門家と連携した助言・援助（雇用管理サポート事業）

職場定着・適応・復帰

- 職場適応に課題を有する障害者の雇用管理に課題がある
- キャリアアップ、配置転換を図りたい
- うつ病等の休職者の職場復帰をすすめたい

企業の障害者雇用を支援します ～愛知障害者職業センター～

愛知障害者職業センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき各都道府県に設置されている機関で、ハローワーク、各関係機関と連携しながら、企業や障害者に対して各種サービスを提供しています。

企業の皆様からは、左図のように障害者の新規雇入れから職場定着まで様々な相談をお受けするとともに、今回は、「ジョブコーチによる職場適応支援」と「精神障害者の職場復帰（リワーク）支援」について、少し詳しくご説明させていただきます。

①ジョブコーチによる職場適応支援（名古屋本所・豊橋支所で実施）

企業から寄せられる相談に、「初めて障害者を雇用するので心配」、「どんな配慮が必要か」、「職場でうまくいっていない」、「雇用管理に関するアドバイスがほしい」などがあります。これらに対して、ジョブコーチが事業所を訪問し、企業の方、障害のある方に対して直接支援を行うのがジョブコーチ（職場適応援助者）による支援で「雇用と同時」「雇用した後」のそれぞれの段階から実施することが可能です。

企業の方には、障害特性等の知識、職務内容の設定等のアドバイスを行います。標準支援期間は、概ね2か月から3か月程度です。

②精神障害者職場復帰（リワーク）支援（名古屋本所のみで実施）

最近増えているご相談に、うつ病等による休職者の復職に関するものがあります。このニーズにお応えし、社員の方の職場復帰を円滑に進めるための専門的支援が職場復帰（リワーク Return to work の略）支援です。

本支援は、ご本人、事業所及び主治医の三者の合意により開始します。

具体的には、

- ・ご本人：来所面談により、職場復帰に向けて取り組むことを整理します。
- ・事業所：担当者の方と、円滑な職場復帰を進めるための方法についてご相談します。
- ・主治医：現在の治療状況等についての情報提供や、職場復帰支援を進める上での助言を頂きます。

本支援では、一定期間（概ね12週間程度）の通所により生活リズムの安定を図ります。

また、簡易作業に取り組むことを通して集中力の回復や維持を目指すとともに、各種講座（ストレス対処講座、対人技能訓練等）を通して再発防止策について検討し、職場復帰及びその後の継続勤務を目指します。

<お問い合わせ先>

愛知障害者職業センター（名古屋本所）

〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル4階

電話 052-452-3541 FAX 052-452-6218

愛知障害者職業センター豊橋支所

〒440-0888 豊橋市駅前大通1-27 MUS 豊橋ビル6階

電話 0532-56-3861 FAX 0532-56-3860

事業主のみなさまへ

雇用調整助成金

～雇用の維持を図る事業主を支援します～

(厚生労働省・ハローワーク)

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成します。

(※1) 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していることなど。

(※2) 3か月以上1年以内の出向に限ります。

◆支給対象◆

- ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- ・支給対象労働者：雇用保険被保険者、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆受給手続き◆

- ・事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間(賃金締め切り期間)ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- ・支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給額◆

【休業・教育訓練の場合】

休業手当等の一部助成 1/2 (中小企業は 2/3)

教育訓練を行った場合は下記の教育訓練費を加算

事業所内訓練：大企業 1人1日あたり 1,000 円／中小企業 1人1日あたり 1,500 円

事業所外訓練：大企業 1人1日あたり 2,000 円／中小企業：1人1日あたり 3,000 円

【出向の場合】

出向元事業主の負担額の一部助成 1/2 (中小企業は 2/3)

～業務日誌～

◎今後行なわれる予定の主な会議です。

9月26日 労働保険適正加入促進事業中部ブロック会議 (岐阜)

11月7日 全国労働保険適正加入促進会議 (東京)

3月6日 第3回労働保険適正加入推進委員会 (愛知労保連事務所)

第3回愛知労働保険未手続事業一掃対策協議会 (愛知労働局)



安全

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理もラクラク
退職金試算額などをお知らせします。

退職金は直接退職者に
支払われます。

お近くの金融機関等の
窓口でお申込みください。

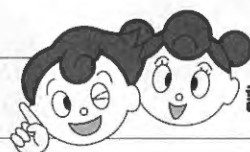
パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

「よし、やるぞ！」の一体感。

働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

全国労保連 労働災害保険

手続き
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の
割引制度も
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会